明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一一三）　二
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則（同一一四）　三
○社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める内閣府令（同一一五）　六
○社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令（同一一六）　八
〔府令・省令〕
○独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一九）　八
〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務一一八）　八
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業九〇）　一〇
〔告　示〕
○子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件（こども家庭庁一七）　一七
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁二三）　一七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務四二）　一七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同四三）　一八
○平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件（同四四）　二〇
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（農林水産二三四九）　二〇
○火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第六項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離の一部を改正する告示（経済産業二〇八）　二一
○平成七年通商産業省告示第七百七号を廃止する告示（同二〇九）　二三
○福岡空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通一三七八）　二三
○松本空港の施設について告示した事項に変更があった件（同一三七九）　二四
○天草飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（同一三八〇）　二四
○平成十五年国土交通省告示第百九十四号の一部を改正する件（同一三八一）　二四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一三八二）　二五
○函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一三八三）　二五
〔官庁報告〕
官庁事項
太平洋広域漁業調整委員会指示　二六
（太平洋広域漁業調整委四八）
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示　二七
（日本海・九州西広域漁業調整委七八）　二七
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示　二九
（瀬戸内海広域漁業調整委四七）　二九
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三九
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　四二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四二
会社その他
会社決算公告　四七

府　令

○内閣府令第百十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
第一条の三十二の五　法第六条の三第十五項に規定する親子再統合支援事業は、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童福祉司、法第十二条の三第六項に規定する指導をつかさどる所員、医師その他の親子の再統合のための相談及び助言その他の必要な支援についての専門的知識及び経験を有する者をして、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「児童虐待防止法」という。）第二条に規定する児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行わせることを基本として行うものとする。	**第一条の三十二の五**　法第六条の三第十五項に規定する親子再統合支援事業は、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童福祉司、法第十二条の三第六項に規定する指導をつかさどる所員、医師その他の親子の再統合のための相談及び助言その他の必要な支援についての専門的知識及び経験を有する者をして、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行わせることを基本として行うものとする。
第一条の三十六　専門里親とは、次条に掲げる要件に該当する養育里親であつて、次の各号に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。 一　児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ［二・三　略］	**第一条の三十六**　専門里親とは、次条に掲げる要件に該当する養育里親であつて、次の各号に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。 一　児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ［二・三　同上］
第三十五条の三　法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（児童の状況把握を目的として、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。 一　児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。） 二　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合 三　児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合 四　児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合 五　児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合 イ　児童に保護者若しくは住居がないはそのおそれがある場合 ロ　児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合 六　児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合 七　前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合	**第三十五条の三**　法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るこ ［条を加える。］

第三十五条の四　市町村長は、法第十条第一項第三号その他の法令の規定により自ら調査その他の事務を行う場合のほか、法第三十三条の三の二第一項第三号の規定による都道府県知事又は児童相談所長の求めに応じ、法第三十三条第三項に規定する手続に関し、法第十条第一項第三号に掲げる調査を行う場合においても、戸籍法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による請求その他の必要な事務を行うことができる。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○内閣府令第百十四号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第二条第四項第五号ロ、第六条第一項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）、第七条第一項及び第二項（同条第五項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）、第十五条並びに第四十二条の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省令第七十二号）の全部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則

（法第二条第四項第五号ロの内閣府令で定める者）

第一条　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第五号ロの内閣府令で定める者は、同号イに掲げる者以外の者であって、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第百五号）による改正前の優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第一条の目的（母性の生命健康の保護に係るものを除く。）に照らして、同項第一号から第四号までに掲げる人工妊娠中絶を受けた者又は同項第五号イに掲げる者と同様の事情にあると認められるものとする。

（補償金の請求）

第二条　法第六条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。

一　法第五条第一項の補償金の支給の請求（以下この条から第四条までにおいて「請求」という。）をする者の性別、生年月日及び電話番号

二　請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等（法第二条第二項に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等をいう。以下同じ。）を受けた者以外の者であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　特定配偶者（法第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）として補償金の支給を受けようとする場合　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の性別及び生年月日並びに当該特定配偶者が法第二条第三項第二号に該当するときはその旨

ロ　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族（法第三条第三項に規定する遺族をいう。以下同じ。）として補償金の支給を受けようとする場合　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の性別及び生年月日並びにその者の死亡年月日

ハ　特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合　イに定める事項並びに当該特定配偶者の性別及び生年月日並びに当該特定配偶者の死亡年月日

三　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた当時の状況及び当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った理由

四　請求をする者が既に法第二十条第一項の本人補償金又は特定配偶者補償金の支給を受けた場合にあっては、その旨

五　請求をする者（当該請求をする者が遺族の場合にあっては、当該請求に係る死亡した者及び当該請求をする者その他の当該死亡した者の相続人をいう。）が同一の事由について、損害賠償その他これに類する給付等を受けたことにより法第二十一条第一項の損害の塡補がされた場合にあっては、その受けた損害賠償その他これに類する給付等の内容等

六　補償金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

七　請求年月日

八　その他参考となるべき事項

2　法第六条第一項の請求書には、次に掲げる書類（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、その旨を証明することができる書類並びに第一号、第三号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる書類）を添えなければならない。

一　住民票の写しその他の法第六条第一項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書

三　請求をする者が特定配偶者として補償金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本

ロ　当該請求をする者が当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

ハ　当該請求をする者が法第二条第三項第二号に該当する場合にあっては、その事実を証明することができる書類

四　請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡に関して市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この号及び次号において同じ。）に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

ロ　当該請求をする者と当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本

ハ　当該請求をする者より先順位の者がいないことを認めることができる書類

ニ　当該請求をする者が当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

五　請求をする者が特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該請求に係る特定配偶者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

ロ　当該請求をする者と当該請求に係る特定配偶者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本

ハ　当該請求をする者が当該請求に係る特定配偶者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

ニ　第三号イからハまで及び前号ハに掲げる書類

六　請求をする者が法第二十条の重複該当者であって、既に同条の本人補償金又は特定配偶者補償金の支給を受けた場合にあっては、その旨を証明することができる書類

七　前項第五号の損害賠償その他これに類する給付等の内容等に関する事実を証明することができる書類

八　領収書その他の第二号の診断書の作成に要する費用（同号の診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類

九　前項第六号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

十　その他請求に係る事実を証明する書類

（都道府県知事による調査）

第三条　法第七条第一項及び第二項の規定による調査結果の報告は、書面により行うものとする。

2　都道府県知事は、次に掲げる場合には、法第七条第二項の規定による調査を行わず、又は中止するものとする。

一　法第七条第一項の規定による調査により、請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が法第二条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当するものを受けた者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）により当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができる場合

二　請求が既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求であって、請求書によりその旨を確認することができる場合

3　前二項の規定は、法第七条第四項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

（補償金に係る認定結果の通知）

第四条　内閣総理大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者に、その旨及び当該認定に係る法第三十五条の規定により国庫の負担とする費用の額を通知しなければならない。

2　内閣総理大臣は、請求があった場合において、法第五条第一項の認定をしなかったときは、請求をした者に、その旨及び当該請求に係る法第三十五条の規定により国庫の負担とする費用の額を通知しなければならない。

3　請求が法第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してなされた場合は、前二項の通知は、当該都道府県知事を経由して行うものとする。

（優生手術等一時金の請求）

第五条　法第十四条において準用する法第六条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十二条第一項の優生手術等一時金の支給の請求（以下この条において「請求」という。）をする者の性別、生年月日及び電話番号

二　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた当時の状況及び当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った理由

三　請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等（法第二条第四項に規定する旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等をいう。以下同じ。）を受けた者であって、既に法第十五条の人工妊娠中絶一時金の支給を受けた者である場合にあっては、その旨

四　優生手術等一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

五　請求年月日

六　その他参考となるべき事項

2　法第十四条において準用する法第六条第一項の請求書（次項において「請求書」という。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　住民票の写しその他の法第十四条において準用する法第六条第一項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二　請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書

三　既に人工妊娠中絶一時金の支給を受けた場合にあっては、その旨を証明することができる書類

四　領収書その他の第二号の診断書の作成に要する費用（同号の診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類

五　前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

六　その他請求に係る事実を証明する書類

3　請求をする者が、法第六条第一項の補償金の支給の請求と併せて請求を行うときは、法第十四条において準用する法第六条第一項及び第一項の規定により請求書に記載することとされた事項（氏名を除く。）及び前項の規定により請求書に添えなければならないこととされた書類のうち、同条第一項の請求書に記載し、又は添えたものについては、法第十四条において準用する法第六条第一項、第一項及び前項の規定にかかわらず、請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

（支払未済の優生手術等一時金の申出）

第六条　法第十三条第一項の規定により支払未済の優生手術等一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係

二　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所

三　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡年月日

四　支払未済の優生手術等一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

五　申出年月日

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

三　申出をする者が同一生計遺族（法第十三条第一項に規定する同一生計遺族をいう。第九条第三号において同じ。）である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる書類

ロ　申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

四　申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類

五　前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

（補償金に関する規定の準用）

第七条　第三条（第二項（第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び第四条の規定は、法第十二条第一項の優生手術等一時金の支給の請求について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第七条第一項及び第二項」とあるのは「法第十四条において準用する法第七条第一項及び第二項」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「法第十四条において準用する法第七条第二項」と、同項第一号中「法第七条第一項」とあるのは「法第十四条において準用する法第七条第一項」と、同条第三項中「法第七条第四項」とあるのは「法第十四条において準用する法第七条第四項」と、第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十二条第一項」と、「当該認定を受けた者」とあるのは「当該認定を受けた者（当該認定を受けた者が死亡している場合にあっては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第六条第一項の規定による申出を行った者）」と、同条第二項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十二条第一項」と、「請求をした者」とあるのは「請求をした者（当該請求をした者が死亡している場合にあっては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第六条第一項の規定による申出を行った者）」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十二条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。

（人工妊娠中絶一時金の請求）

第八条　法第十九条において準用する法第六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求（以下この条において「請求」という。）をする者の性別、生年月日及び電話番号

二　請求に係る旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けるに至った当時の状況及び当該旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けるに至った理由

三　請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であって、既に法第十条の優生手術等一時金の支給を受けた者である場合にあっては、その旨

四　人工妊娠中絶一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

五　請求年月日

六　その他参考となるべき事項

2　法第十九条において準用する法第六条第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　住民票の写しその他の法第十九条において準用する法第六条第一項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二　既に優生手術等一時金の支給を受けた場合にあっては、その旨を証明することができる書類

三　前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

四　その他請求に係る事実を証明する書類

（支払未済の人工妊娠中絶一時金の申出）

第九条　法第十八条第一項の規定により支払未済の人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との関係

二　旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所

三　旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡年月日

四　支払未済の人工妊娠中絶一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

五　申出年月日

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二　旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

三　申出をする者が同一生計遺族である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との関係を証明することができる書類

ロ　申出をする者が旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

（補償金に関する規定の準用）

第十条　第三条（第二項（第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び第四条の規定は、法第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第七条第一項及び第二項」とあるのは「法第十九条において準用する法第七条第一項及び第二項」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「法第十九条において準用する法第七条第二項」と、同項第一号中「法第七条第一項」とあるのは「法第十九条において準用する法第七条第一項」と、「旧優生保護法に基づく優生手術等」とあるのは「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」と、「法第二条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「法第二条第四項第一号から第四号まで」と、同条第三項中「法第七条第四項」とあるのは「法第十九条において準用する法第七条第四項」と、第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十七条第一項」と、「当該認定を受けた者（当該認定を受けた者が死亡している場合にあっては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第九条第一項の規定による申出を行った者）」と、同条第二項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十七条第一項」と、「請求をした者（当該請求をした者が死亡している場合にあっては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第九条第一項の規定による申出を行った者）」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十七条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。

（国庫の負担とする範囲及び額）

第十一条　法第三十五条の内閣府令で定めるものは、同条各号に掲げる費用とする。

2　法第三十五条の規定により国庫の負担とする費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　診断書の作成に要する費用（次号イ及びロに掲げる診断に要する費用を除く。）　当該診断書の作成に現に要した費用の額（その額が五千円を超える場合にあっては、五千円）

二　次に掲げる診断に要する費用　当該診断に現に要した費用の額（その額が健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定した額を超える場合にあっては、当該算定した額）

イ　法第五条第一項又は法第十二条第一項の認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断

ロ　法第八条第一項又は法第九条第五項（これらの規定を法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。）の規定による医師の診断

（診断書等の提出）

第十二条　法第八条第一項（法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する請求者は、同項又は法第九条第五項（法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。）の規定により医師の診断を受けたときは、当該診断の結果が記載された診断書及び領収書その他の当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類を内閣総理大臣に提出するものとする。

（請求書作成の特例）

第十三条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、法第六条第一項（法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。）の請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、法第五条第一項の補償金、法第十二条第一項の優生手術等一時金及び法第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求をしようとする者の口頭による陳述をその職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて当該請求をしようとする者に代わって請求書を作成し、これを当該請求をしようとする者に読み聞かせた上で、当該請求をしようとする者とともに氏名を記載するものとする。

（書類の経由）

第十四条　第六条第一項及び第九条第一項の申出又は第十二条の提出は、当該申出又は提出をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

（添付書類の省略）

第十五条　この府令の規定により請求書又は申出書を提出すべき場合において、内閣総理大臣は、特別な事由があると認めたときは、添付すべき書類を省略させることができる。

（郵送等による請求書の提出の日）

第十六条　法第六条第一項（法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。）の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は同条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行前に改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により国の機関又は都道府県知事がした通知その他の行為は、この府令の施行後は、改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事がした通知その他の行為とみなす。

3　この府令の施行の際現に旧規則の規定により従前の国の機関又は都道府県知事に対してされている申出その他の行為は、この府令の施行後は、新規則の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事に対してされた申出その他の行為とみなす。

○内閣府令第百十五号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十六第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める内閣府令

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七十一条の十六第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　法第七十一条の十五第一項第一号に規定する徴収事務に関する事項

二　その他社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務（法第七十一条の十五第一項に規定する支援納付金関係業務をいう。）に関し必要な事項

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第百十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十九第二項及び第三項並びに第七十七条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令

（経理原則）

第一条　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七十一条の十五第一項に規定する支援納付金関係業務（以下「支援納付金関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定区分）

第二条　法第七十一条の十七の特別の会計（以下「子ども・子育て支援納付金特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

2　支払基金は、子ども・子育て支援納付金特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。

一　法第七十一条の二第五項に規定する健康保険者等からの法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金の徴収に係る経理

二　法第七十一条の十五第一項各号に掲げる業務に関する事務の処理に係る経理

（予算の内容）

第三条　子ども・子育て支援納付金特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第八条第二項の規定による経費の指定

二　第九条第一項ただし書の規定による経費の指定

三　その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第五条　収入支出予算は、第二条第二項の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予算の添付書類）

第六条　支払基金は、法第七十一条の十八前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付してこども家庭庁長官に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　その他当該予算の参考となる書類

2　支払基金は、法第七十一条の十八後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第七条　支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　支払基金は、こども家庭庁長官の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3　支払基金は、前項の承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（予算の流用）

第八条　支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2　支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、こども家庭庁長官の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3　支払基金は、前項の承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第九条　支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

2　支払基金は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

3　支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

4　前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しに係る経費の支出予算現額

二　前号の経費の支出予算現額のうち支出決定済額

三　第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四　第一号の経費の支出予算現額のうち不用額

（事業計画及び資金計画）

第十条　法第七十一条の十八の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第七十一条の十五第一項第一号に規定する徴収事務に関する事項

二　その他必要な事項

2　法第七十一条の十八の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　資金の調達方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項

3　支払基金は、法第七十一条の十八後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十一条　支払基金は、毎月、収入及び支出について、第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、こども家庭庁長官に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十二条　法第七十一条の十九第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨、支援納付金関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁がこども家庭庁である旨

二　役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三　その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（第十条第一項の事業計画及び同条第二項の資金計画の実施の結果を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。）

四　支払基金が対処すべき課題（支援納付金関係業務に係るものに限る。）

（決算報告書）

第十三条　法第七十一条の十九第二項の決算報告書は、収入支出決算書とする。

2　前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

（収入支出決算書）

第十四条　前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる収入

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額との差額

二　次に掲げる支出

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

チ　不用額

（附属明細書）

第十五条　法第七十一条の十九第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ　引当金及び準備金の明細（引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）

ロ　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細

二　次に掲げる主な費用及び収益の明細

イ　国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）

ロ　役員及び職員の給与費の明細

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、支援納付金関係業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細

（閲覧期間）

第十六条　法第七十一条の十九第三項の内閣府令で定める期間は、五年間とする。

（会計規程）

第十七条　支払基金は、支援納付金関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの府令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2　支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項についてこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3　支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なくこども家庭庁長官に届け出なければならない。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第十九号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （業務方法書に記載すべき事項の特例） **第四条**　機構が機構法附則第五条の二第一項及び第二項各号、第五条の三第一項並びに第五条の五第一項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］	**附　則** （業務方法書に記載すべき事項の特例） **第四条**　機構が機構法附則第五条の二第一項及び第二項各号、第五条の三第一項並びに第五条の五第一項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］

省令

○総務省令第百十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第二号の五　人工衛星局の電力束密度の許容値（第32条の６関係）

改正後			改正前		
周波数帯	仰角（δ）（注１）	電力束密度の許容値（注２）	周波数帯	仰角（δ）（注１）	電力束密度の許容値（注２）
［１～15　略］	［略］	［略］	［１～15　同左］	［同左］	［同左］

三　機構法附則第五条の三第一項第一号に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号。以下この条において「旧優生保護法補償金等支給法」という。）第三条第一項の補償金、旧優生保護法補償金等支給法第十条の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十五条の人工妊娠中絶一時金の支払に関する事項

四　機構法附則第五条の三第一項第二号に規定する旧優生保護法補償金等支給法第十三条第一項の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十八条第一項の人工妊娠中絶一時金の支払に関する事項

五　機構法附則第五条の三第一項第三号に規定する旧優生保護法補償金等支給法第三十五条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払に関する事項

［六・七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　機構法附則第五条の三第一項第一号に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この条において「旧優生保護法一時金支給法」という。）第三条の一時金の支払に関する事項

四　機構法附則第五条の三第一項第二号に規定する旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払に関する事項

五　機構法附則第五条の三第一項第三号に規定する旧優生保護法一時金支給法第十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払に関する事項

［六・七　同上］

附　則

この命令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行する。

別表第二号の五　［同左］

改正後			改正前		
周波数帯	仰角（δ）（注１）	電力束密度の許容値（注２）	周波数帯	仰角（δ）（注１）	電力束密度の許容値（注２）
［１～15　同左］	［同左］	［同左］			

16　19.3GHzを超え19.7GHz以下 21.4GHzを超え22GHz以下 22.55GHzを超え23.55GHz以下 24.45GHzを超え24.75GHz以下 25.25GHzを超え27.5GHz以下 27.5GHzを超え27.501GHz以下 31GHzを超え31.3GHz以下（注15） 40GHzを超え40.5GHz以下（注16） 40.5GHzを超え42GHz以下（注７、注17、注20）	０度を超え５度以下	－115デシベル（注６）
	５度を超え25度以下	－115＋0.5（δ－５）デシベル（注６）
	25度を超え90度以下	－105デシベル（注６）
17　27.5GHzを超え30GHz以下（注21）	０度を超え５度以下	－120デシベル（注６）
	５度を超え25度以下	－120＋0.5（δ－５）デシベル（注６）
	25度を超え90度以下	－110デシベル（注６）
18～23　［略］	［略］	［略］

［注１～12　略］

13　固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局若しくは人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて対地静止衛星に開設するもの又は気象に関する情報を取得するために宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

14　固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局又は人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものに限る。

式中Ｘは、当該人工衛星局の総数Ｎ及びＮνについて次のとおりとする。

Ｎが50以下の場合、Ｘは０

Ｎが50を超え288以下の場合、Ｘは（５／119）（Ｎ－50）

Ｎが288を超え999以下の場合、Ｘは（１／69）（Ｎ＋402）

Ｎが1000以上6000以下の場合、Ｘは20.3又は$10\log_{10}$（Ｎν）のいずれか大きい値

Ｎが6000を超える場合、Ｘは$10\log_{10}$（Ｎν）＋１

なお、Ｎνは、当該人工衛星局を使用する業務の区域内であって、最小仰角を０度としたときは、地表面における任意の地点からの見通し域内にある当該人工衛星局の最大数とする。

15～20　［略］

21　対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

16　19.3GHzを超え19.7GHz以下 21.4GHzを超え22GHz以下 22.55GHzを超え23.55GHz以下 24.45GHzを超え24.75GHz以下 25.25GHzを超え27.5GHz以下 31GHzを超え31.3GHz以下（注15） 40GHzを超え40.5GHz以下（注16） 40.5GHzを超え42GHz以下（注７、注17、注20）	０度を超え５度以下	－115デシベル（注６）
	５度を超え25度以下	－115＋0.5（δ－５）デシベル（注６）
	25度を超え90度以下	－105デシベル（注６）
17～22　［同左］	［同左］	［同左］

［注１～12　同左］

13　固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて対地静止衛星に開設するもの又は気象に関する情報を取得するために宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

14　固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものに限る。

式中Ｘは、当該人工衛星局の総数Ｎについて次のとおりとする。

Ｎが50以下の場合、Ｘは０

Ｎが50を超え288以下の場合、Ｘは（５／119）（Ｎ－50）

Ｎが288を超える場合、Ｘは（１／69）（Ｎ＋402）

15～20　［同左］

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

○経済産業省令第九十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十条第一項、第十二条第一項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第三十一条第六項、第三十五条第四項、第三十六条第一項及び第三十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

経済産業大臣　武藤　容治

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（火薬及び火工品の換算） **第一条の六**　火薬及び火工品（煙火及びその原料用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除く。）については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号（信号炎管及び信号火せんの場合を除く。）、第四条第一項第四号の表（い）（火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケツトの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬（経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認めたものをいう。以下同じ。）を除く。）の場合を除く。）及び同条第二項第一号の表、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号、第三十一条第四号の四、第六十七条第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表（消費者の項を除く。）を適用する。 ［表略］ 2・3　［略］ 4　第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンポジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬（火工品にあっては、その原料をなす特定コンポジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号の四を適用する（特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。 （特定硝安油剤爆薬等の特例） **第一条の七**　硝安油剤爆薬又は含水爆薬であって経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝安油剤爆薬等」という。）及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号の四の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあっては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。 （製造業者に係る軽微な変更の工事等） **第八条**　法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］	（火薬及び火工品の換算） **第一条の六**　火薬及び火工品（煙火及びその原料用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除く。）については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号（信号焔管及び信号火せんの場合を除く。）、第四条第一項第四号の表（い）（火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケツトの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬（経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認めたものをいう。以下同じ。）を除く。）の場合を除く。）及び同条第二項第一号の表、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号、第三十一条第四号及び第五号、第六十七条第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表（消費者の項を除く。）を適用する。 ［表略］ 2・3　［略］ 4　第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンポジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬（火工品にあっては、その原料をなす特定コンポジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する（特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。 （特定硝安油剤爆薬等の特例） **第一条の七**　硝安油剤爆薬又は含水爆薬であって経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝安油剤爆薬等」という。）及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあっては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。 （製造業者に係る軽微な変更の工事等） **第八条**　法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］

一の二　移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部材の取替えの工事

一の三　工室等内の設備のうち、照明設備の変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

二～四　［略］

2　（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条　法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ　暖房設備

ロ　照明設備

ハ　内面の建築材料

一の二　火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ　照明設備

ロ　警鳴装置

二・三　［略］

2　［略］

（土堤）

第三十一条　土堤を設ける場合にあっては、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

四　土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合にあっては、その内面を九十度より急でない勾配とすることができる。

四の二・四の三　［略］

四の四　第四号ただし書の土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置として、その内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあっては、当該補強部分の高さは土堤の高さの二分の一以下とし、かつ、前号の規定にかかわらず、土堤の頂部の厚さは一メートルに鉄筋コンクリートの厚さを加えた厚さ以上とすること（最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であって、土堤の内面を七十五度より急でない勾配とする場合を除く。）。

五　土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。

六　土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とすること。

［新設］

［新設］

二～四　［略］

2　［略］

（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条　法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事

［新設］

二・三　［略］

2　［略］

（土堤）

第三十一条　土堤を設ける場合にあっては、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

四　土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあっては、当該部分については、七十五度より急でない勾配とすることができる。

四の二・四の三　［略］

［新設］

［新設］

五　土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合にあっては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

七　火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。この場合において、第四号ただし書の規定は、適用しない。

八　［略］

（簡易土堤）

第三十一条の二　簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第七号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

２・３　［略］

４　第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であって、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第四号から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

（安定度試験を実施すべき火薬類の期間）

第五十七条　法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬にあっては、製造後一年とする。

［削る］

［削る］

２　前項の火薬又は爆薬であって、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を経過したものとみなす。

（安定度試験）

第五十八条　法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に定める遊離酸試験及び耐熱試験とし、その実施区分は次表による。

火薬類の種類	実施区分	
硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬	製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。
	製造後二年以上を経過したもの	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。
	製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。

六　火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七　［略］

（簡易土堤）

第三十一条の二　簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第一号から第三号まで及び第六号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

２・３　［略］

４　第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であって、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第三号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

（安定度試験を実施すべき火薬類の期間）

第五十七条　法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、左の各号に掲げるものとする。

一　硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあつては、製造後一年

二　硝酸エステルを含有しない爆薬にあつては、製造後三年

２　前項第一号の火薬または爆薬で、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を、同項第二号の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後三年以上を経過したものとみなす。

（安定度試験）

第五十八条　法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条から第六十一条までに定める遊離酸試験、耐熱試験および加熱試験とし、その実施区分は左表による。

火薬類の種類	実施区分	
硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬	製造後一年以上を経過したもの	年に一回遊離酸試験または耐熱試験を行うこと。
	製造後二年以上を経過したもの	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。
	製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

２　前項の試験は、製造所及び製造年月日を同じくする同種類の火薬又は爆薬で、製造後二年を経過しないものにあっては二十五箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、製造後二年以上を経過したものにあっては十箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、その他のものにあっては一箱ごとに行うものとする。

３　硝酸エステルを含有する火薬又は爆薬（硝酸アンモニウムを含有するものを除く。）において、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒又は薬包とともに入れ、三箇月ごとにこれを交換する場合にあっては、当該試験紙が全面にわたり赤に変色したときは製造後二年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、当該試験紙が全面にわたり赤に変色しない限りは、同項の規定を適用しないことができる。

（遊離酸試験）

第五十九条　遊離酸試験の方法は、日本産業規格Ｋ四八一〇に規定する試験方法によらなければならない。

［削る］

（耐熱試験）

第六十条　耐熱試験の方法は、日本産業規格Ｋ四八一〇に規定する試験方法によらなければならない。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

硝酸エステルを含有しない爆薬	製造後三年以上を経過したもの	製造年月日不明のもの	年一回遊離酸試験を行うこと。
			入手後直ちに遊離酸試験を行い、当該試験日後、年一回遊離酸試験を行うこと。
	硝酸エステルを含有しない爆薬の遊離酸試験において四時間以内に青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するものについては、加熱試験を行うこと。		

２　火薬類を輸入した者は、前表によるほか輸入直後において硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬については遊離酸試験および耐熱試験、硝酸エステルを含有しない爆薬については遊離酸試験および加熱試験を行わなければならない。

３　前二項の試験は、製造所および製造年月日を同じくする同種類の火薬または爆薬で、製造後二年を経過しないものにあっては二十五箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、製造後二年以上を経過したものにあっては十箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、その他のものにあっては一箱ごとに行うものとする。

４　硝酸エステルを含有する火薬または爆薬（硝酸アンモニウムを含有するものを除く。）において、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒または薬包とともに入れ、三箇月ごとにこれを交換する場合にあっては、当該試験紙が全面にわたり赤変したときは製造後二年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、当該試験紙が全面にわたり赤変しない限りは、同項の規定を適用しないことができる。

（遊離酸試験）

第五十九条　遊離酸試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

一　火薬類の包装紙を解き、遊離酸試験器にその容積の五分の三まで試料を入れ、青色リトマス試験紙を試料の上方につるして密栓をすること。

二　密栓をした後、青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するまでの時間を遊離酸試験時間とし、これを測定すること。

（耐熱試験）

第六十条　耐熱試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

一　試験管に入れる試料は、左の各号に掲げるものとする。

イ　硅藻土質ダイナマイトにあつては、ニトログリセリンまたはニトログリコールを抽出し、三グラムから三・五グラムまでのもの

ロ　膠質ダイナマイトにあつては、三・五グラムをとり、硝子板の上で米粒大に細かく切り、乳鉢に入れ精製滑石粉七グラムを加え、木製乳棒で静かに軽く完全にすり混ぜたもの

ハ　前二号以外のダイナマイトにあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、吸湿しているものについては摂氏四十五度で約五時間乾燥したものを三・五グラム

ニ　硝酸エステルを含有する火薬にあつては、粒状のものについてはそのままのものを、その他のものについては細片状にしたものを試験管の高さの三分の一に応ずる量

ホ　綿薬その他の爆薬にあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、吸湿しているものについては常温で真空乾燥器等により充分乾燥したものを試験管の高さの三分の一に応ずる量

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

（安定度試験の合格基準）

第六十二条　法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　遊離酸試験において、日本産業規格Ｋ四八一〇に規定する遊離酸試験時間が硝酸エステル又はこれを含有する火薬にあっては六時間以上、硝酸エステルを含有する爆薬にあっては四時間以上であるもの

二　耐熱試験において、日本産業規格Ｋ四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であるもの又は検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分率未満であるもの

［削る］

［削る］

第六十三条　削除

（受験の手続）

第七十八条　［略］

２　経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により経済産業大臣の行う試験（指定試験機関にあっては、法第三十一条の三第一項の規定に基づき指定試験機関の行う試験）を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

３　都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十一第一項又は第三十条の十五第一項の規定により都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

二　試験管に試料を入れ、沃度カリでん粉紙の上部を硝子棒により蒸りゅう水およびグリセリンの等分混合液でしめし、これをつりかぎにつるし、木栓またはゴム栓で試験管口をおおい、沃度カリでん粉紙の下端を試料のやや上方にあるようにすること。

三　湯煎器を摂氏六十五度の温度に保ち、試験管を寒暖計と同じ深さにさし入れ、その時から沃度カリでん粉紙の乾湿境界部が標準色紙と同一濃度の色に変色するまでの時間を耐熱試験時間とし、これを測定すること。

（加熱試験）

第六十一条　加熱試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

一　吸湿した試料は、常温で真空乾燥器等を使用して乾燥すること。

二　秤量瓶に乾燥した試料約十グラムを入れ、摂氏七十五度に保つた試験器内に四十八時間静置し、減耗量を測定すること。

（安定度試験の合格基準）

第六十二条　法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、左の各号に掲げるものとする。

一　遊離酸試験時間が硝酸エステルおよびこれを含有する火薬にあつては六時間以上、硝酸エステルを含有する爆薬にあつては四時間以上であるもの

二　耐熱試験時間が八分以上であるもの

三　加熱試験の減耗量が百分の一以下であるもの

（試験器等の指定）

第六十三条　第五十八条から第六十一条までに規定する遊離酸試験器、耐熱試験器、加熱試験器、青色リトマス試験紙、沃度カリでん粉紙、精製滑石粉および標準色紙は、経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。

（受験の手続）

第七十八条　［略］

２　経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により経済産業大臣の行う試験（指定試験機関にあつては、法第三十一条の三第一項の規定に基づき指定試験機関の行う試験）を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

３　都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1～15　［略］	1～15　［略］
16　土堤の基準	
一～四の三　［略］	一～四の三　［略］
四の四　第三十一条第四号の四の鉄筋コンクリートで補強する土堤	四の四　鉄筋コンクリートで補強する土堤の補強部分の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
五　第三十一条第五号の土堤の材料	五　土堤について、火薬類の爆発の際火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用していることを目視等又は図面により検査する。
六　第三十一条第六号の堤脚を土留とする土堤	六　堤脚を土留とする土堤の土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
七　第三十一条第七号の土堤を兼用するときの通路	七　土堤を兼用するときの通路の有無を目視等により検査する。
八　第三十一条第八号の土堤の堤面	八　土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる検査項目	一　前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二～四　［略］	二～四　［略］
18　［略］	18　［略］

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1～15　［略］	1～15　［略］
16　土堤の基準	
一～四の三　［略］	一～四の三　［略］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
五　第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五　堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
六　第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六　土堤を兼用するときの通路の有無を目視等により検査する。
七　第三十一条第七号の土堤の堤面	七　土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目	一　前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二～四　［略］	二～四　［略］
18　［略］	18　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1～15　［略］	1～15　［略］
16　土堤の基準	
一～四の三　［略］	一～四の三　［略］
四の四　第三十一条第四号の四の鉄筋コンクリートで補強する土堤	四の四　鉄筋コンクリートで補強する土堤の補強部分の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
五　第三十一条第五号の土堤の材料	五　土堤について、火薬類の爆発の際火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用していることを目視等又は図面により検査する。
六　第三十一条第六号の堤脚を土留とする土堤	六　堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視等により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
七　第三十一条第七号の土堤を兼用するときの通路	七　土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視等により検査する。
八　第三十一条第八号の土堤の堤面	八　土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる検査項目	一　前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
二～四　［略］	二～四　［略］
18　［略］	18　［略］

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1～15　［略］	1～15　［略］
16　土堤の基準	
一～四の三　［略］	一～四の三　［略］
［新設］	［新設］
五　第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五　堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視等により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
六　第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六　土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視等により検査する。
七　第三十一条第七号の土堤の堤面	七　土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。
17　簡易土堤の基準	
一　第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目	一　前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
二～四　［略］	二～四　［略］
18　［略］	18　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。